

令和元年漁期 まさば及びごまさば漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和元年 6 月
水 産 庁

1 TAC

海域（系群）管理を導入する背景は別紙 1 を参照。

海域（系群）	TAC
太平洋の海域（太平洋）	727,000 トン
日本海の海域（対馬暖流・東シナ海）	260,000 トン

注）太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。

設定の考え方（「3 平成 30（2018）年度資源評価結果」も参照）

1 太平洋の海域（別紙 2 参照）

以下の考えに基づき算定された魚種ごとの ABC の合計値と同数を TAC とする。

（1）まさば太平洋系群

「親魚量の増大」シナリオで算定された ABC の Target（65.9 万トン）とする。

（2）ごまさば太平洋系群

「親魚量の増大」シナリオで算定された ABC の Target（6.8 万トン）とする。

2 日本海の海域

以下の考えに基づき算定された魚種ごとの ABC の合計値と同数を TAC とする。

（1）まさば対馬暖流系群

「現状の漁獲圧の維持」シナリオで算定された ABC の Limit のうち日本 EEZ 内分（21.5 万トン）とする。

（2）ごまさば東シナ海系群

「親魚量の維持」シナリオで算定された ABC の Limit のうち日本 EEZ 内分（4.5 万トン）とする。

2 配分（別添参照）

- (1) TACの一部（太平洋の海域：72,700トン、日本海の海域39,000トン）を留保枠とする。
- (2) 「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」（水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5）に従い過去三か年（平成26年～平成28年）の漁獲実績に基づき配分する。
- (3) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、再評価前に全ての留保枠を放出することはしない（少なくとも留保枠の2割程度は残す）。

3 平成30（2018）年度資源評価結果

※TACの基となったABCは黄色ハイライトで表示。

系群	漁獲シナリオ（注）	令和元年漁期 ABC （千トン）		参 考	
		親魚量	Blimit （親魚量）	親魚量	Blimit （親魚量）
まさば太平洋系群	親魚量の増大 （F40%SPR）	Target	659	910千トン （2017年）	450千トン
		Limit	796		
	現状の漁獲圧の維持 （Fcurrent）	Target	859		
		Limit	1,027		
	親魚量の維持 （Fmed）	Target	879		
		Limit	1,049		
ごまさば太平洋系群	現状の漁獲圧の維持 （Fcurrent）	Target	66	92千トン （2017年）	38千トン
		Limit	79		
	親魚量の増大 （F30%SPR）	Target	68		
		Limit	81		
	親魚量をBlimit以上で維持 ・漁獲量の増加 （F20%SPR）	Target	95		
		Limit	112		
まさば対馬暖流系群	親魚量の増大 （F30%SPR）	Target	199	189千トン （2017年）	247千トン
		Limit	234		
	親魚量の回復 （B/Blimit×Fmed）（Frec）	Target	252		
		Limit	290		
	現状の漁獲圧の維持 （Fcurrent）	Target	268		
		Limit	306		
ごまさば東シナ海系群	親魚量の増大 （F30%SPR）	Target	30	48千トン （2017年）	33千トン
		Limit	36		
	親魚量の維持 （Fmed≒Fcurrent）	Target	41		
		Limit	47		

注：中期的管理方針（下記）に合致するシナリオを記載。

【中期的管理方針（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画から抜粋）】

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源を維持又は増大することを基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、N P F C等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

4. その他

都道府県の数量と大中型まき網漁業の数量との移譲について協議が調った場合又は都道府県間で数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、基本計画に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする枠組は継続する。

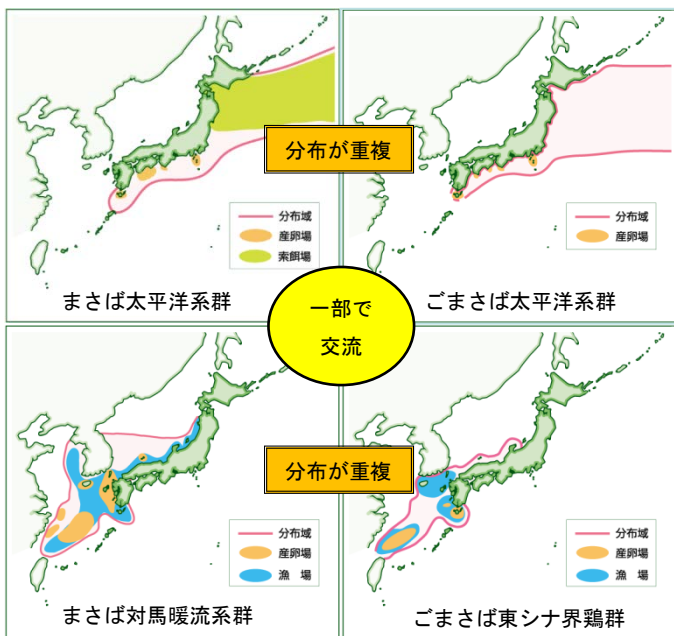
参考：まさば及びごまさばT A Cの推移（直近5漁期）

単位：万トン

系群（海域）	R1年 （案）	H30年 （2018年）	H29年 （2017年）	H28年 （2016年）	H27年 （2015年）
太平洋の海域	72.7	81.2	74.5	82.2	90.5
日本海の海域	26.0				

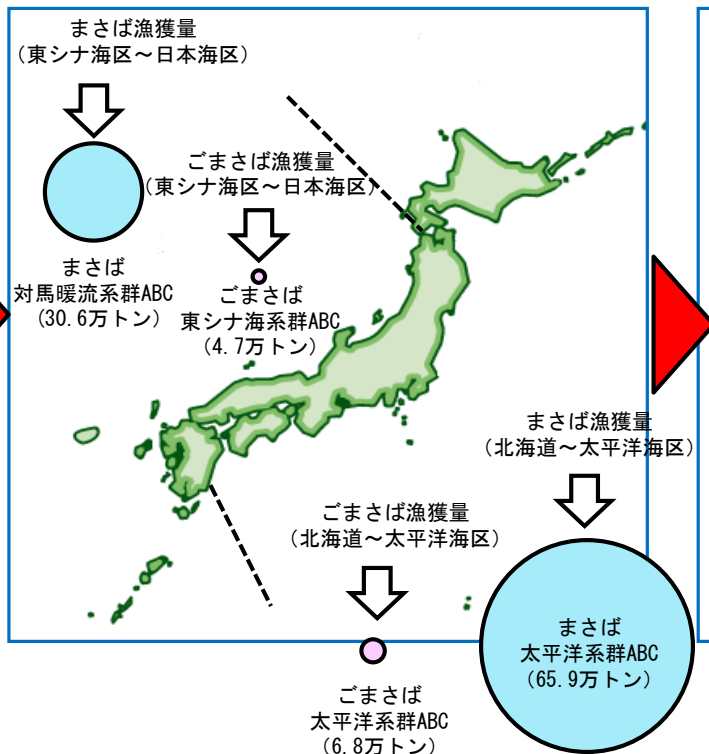
- まさばとごまさばは、生物学的特徴から、それぞれが「太平洋系群」と「対馬暖流・東シナ海系群」と二つの資源グループに分けられABCが算定。管理においては、峻別されずに採捕されていること等を以て「まさば及びごまさば」と同一種類の海洋生物資源として取り扱い、一部薩南海域等で重なることを以て、「太平洋系群」と「対馬暖流・東シナ海系群」をまとめたTACとしてきた。
- しかしながら、一部の重複を以て、異なる系群をまとめて管理することは改めるべき状況。従前のTAC設定だと、結果的に資源量が少ない系群についてはABCを超えて数量が配分されるおそれがある。
- そもそも、「太平洋系群」と「対馬暖流・東シナ海系群」は完全に独立して存在するものではなく、交流は資源評価においても認識。その上で、資源評価においては海域で区分することで対応。
- このため、「まさば及びごまさば」のTAC設定も今漁期から資源評価と同様の考え方を適用する。

【生物学的特徴】



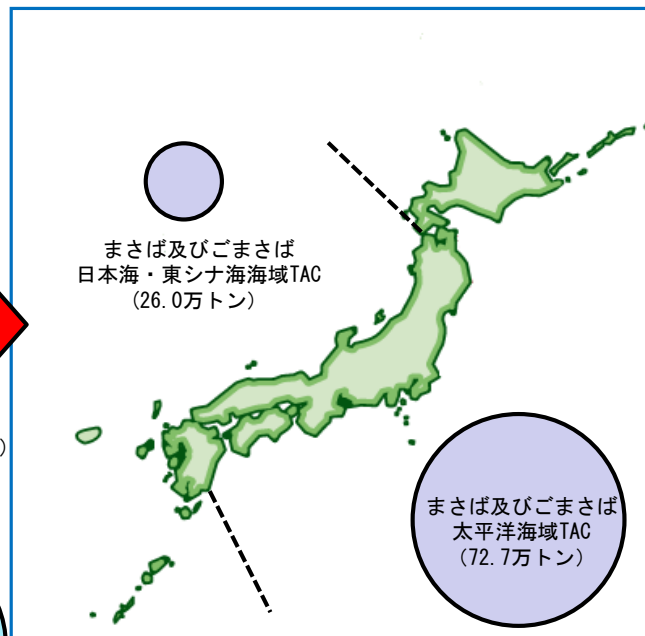
【資源評価】

系群を海域で区分



【TAC設定】

資源評価と同様の考え方を適用



※ 選択した漁獲シナリオで算定されたABCを記載。
 ※※ 日本海・東シナ海海域については、まさば対馬暖流系群、ごまさば東シナ海系群のABCのうち「我が国EEZ分」の合計値と等量をTACとしている。

まさば太平洋系群・ごまさば太平洋系群の管理について

令和元年 6月
水 産 庁

- 1 まさば太平洋資源は、長期にわたって低位水準にあったものの、Blimit への回復を目指した取組の結果、資源は中位水準まで回復。
- 2 今後は、増大基調にある資源を、更にどの水準まで回復を目指していくのかという、資源管理における次のステージに移行している。
- 3 改正漁業法においては、最大持続生産量（MSY；持続的に採捕可能な最大の漁獲量）を達成する水準を資源管理の目標とし、漁業の成長産業化・我が国が享受する利益の最大化を目指しており、まさば太平洋系群はこれに優先して取り組むべき資源と考えている。
- 4 以上から、2019 年漁期の TAC の基となる数値は、「親魚量の増大」シナリオで算定された ABC の Target（65.9 万トン）とする。
- 5 また、まさばと峻別されずに採捕されている実態を踏まえ、ごまさば太平洋系群についてもまさば太平洋系群と同じ「親魚量の増大」シナリオを選択する。

（以 上）

令和元年漁期まさば及びごまさば漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

第一種特定海洋生物資源	操業区域	総漁獲可能量(トン)
まさば及びごまさば	太平洋の海域	727,000
	日本海の海域	260,000

大臣管理分		
指定漁業の種類	操業区域	数量(トン)
大中型まき網漁業	太平洋の海域	451,000
	日本海の海域	114,000

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
東京都	15,000	北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。
静岡県	10,000	
三重県	37,000	
和歌山県	7,000	
島根県	25,000	
長崎県	27,000	
宮崎県	12,000	
鹿児島県	16,000	

留保枠(トン)	太平洋の海域	72,700
	日本海の海域	39,000

※ 太平洋の海域とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県が面する海域をいう。日本海の海域とは、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県が面する海域をいう。